⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算出した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が1,140点以上であること。

⑷　総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと（入札説明書別表１参照）。

⑸　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、５階以上かつ延べ床面積5,000㎡以上の校舎、研究施設又は病院の新営又は全面改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成11年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸に掲げる工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　経常建設共同企業体については、全ての構成員が①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑺　技術提案書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「技術提案書」をもって入札に参加し、次のイ、ロの要件に該当する者のうち、下記⑵④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

イ　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

ロ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とする。「加算点」は最高44点とし、技術提案書の内容に応じ与える。

②　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書の別冊図面及び仕様書に参考として示した標準案により入札に参加する（技術提案を行わない）場合は、「工事全般の施工計画」に関してのみ、加算点を算出し与える。

③　「加算点」の算出方法は、下記⑶の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。

イ　「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、提案の内容により、評価項目毎に優（16点）／良＋（12点）／良（８点）／良－（４点）／可（０点）で評価する。

ロ　「工事全般の施工計画」については、提案の内容により、優（12点）／良＋（９点）／良（６点）／良－（３点）／可（０点）／不適切（欠格）で評価する。

なお、「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

④　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と③によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

⑶　評価項目　本工事における評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。

①　ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画

②　工事全般の施工計画

⑷　受注者の責めにより、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒890―8580 鹿児島県鹿児島市郡元一丁目21番24号　国立大学法人鹿児島大学施設部企画課総務係　電話099―285―7217

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成26年７月14日（月）から平成26年８月５日（火）まで

入札説明書の交付に当たっては無料とし、鹿児島大学ホームページ（http://www.kagoshima-u.ac.jp/about/choutatsu2. html）にて交付する。また、見積を行うために必要な図面等の交付に当たっては、別途通知する。

⑶　技術提案書等の提出期間、場所及び方法　平成26年７月14日（月）から平成26年８月５日（火）15時までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、上記１⑼において契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること（土曜日、日曜日及び祝日を除く９時から17時まで（ただし、８月５日（火）については15時まで。）。

⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　平成26年８月22日（金）から平成26年９月18日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時から17時まで（ただし、９月18日（木）については12時まで。）上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成26年９月18日（木）12時00分までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、上記１⑼において契約担当役により電子入札から紙入札への変更が認められた者は、紙により上記⑴に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること。

開札は、平成26年９月19日（金）10時00分　国立大学法人鹿児島大学事務局４階第４会議室において行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。